

身だしなみについて (P.14 - 15)

頭髪・服装を整え、常に槻の木高校生としての自覚を持って行動すること。

1 頭髪について

- ①いつも清潔を心掛け、奇抜な状態にせず、品性のある髪型を保つこと。
- ②染色・脱色・パーマ・つけ毛などの加工をしないこと。
- ③①②が守られていない場合、指導をすることがある。また、著しく状況が良くない場合は元の「自然な状態」に戻るよう、美容院・理容室などの専門店での処置を求められることがある。
- ④学校生活上、頭髪につき、元の「自然な状態」がわかる書類・写真等の提出を求められることがある。

2 装飾品・化粧品について

- ①装飾品(ピアス・イヤリング・指輪・ネックレスなど)は禁止。身に付けている場合は、学校で預かり保護者に連絡する。
- ②口紅・マニキュアなどの化粧品は禁止。発見次第落とさせる。

3 通学靴・靴下について

- ①登校は靴とし、制服を考えてふさわしいものを選ぶこと。
- ②靴下(パンスト)は華美でないもの(原則として白・黒・紺色)を選ぶこと。ルーズソックス・レッグウォーマーは禁止。
- ③冬場の防寒用に靴下と重ねばきする際にはストッキングと同色無地のものをはくこと。

4 制服について

- ①本校指定のカッターシャツ・ズボン・スカート・ブレザー・セーター・ベスト・ネクタイ・リボンを着用すること。
- ②制服は正しく着用し改造は一切認めない。修復不可能な場合は再購入させる。
- ③制服の着用の仕方は次の通り。
- ④儀式用制服を別途定める。儀式用制服の着用機会は、入学式、前後期始業式・終業式、卒業式、冬期休業前後等の全ての全校集会及びその他指示された機会とする。

5 防寒具について

- ①華美でないもの(白・黒・紺・茶・グレーなど)に限る。

6 その他の持ち物について

- ①高価な物の使用は慎むこと。

学習指導室より

(生徒手帳「メビウス・ノートブック」より)

1 前後期二学期制について

[前期] 始業式：4月 終業式：9月下旬

[後期] 始業式：10月上旬 終業式：3月

2 登下校について

1. 8：05までに登校すること。
2. 特に用のない生徒は16：30までに下校すること。
3. 完全下校 前期 19：00 後期 18：30

3 欠席・遅刻・早退等

1. 欠席
欠席とは、登校すべき時刻から終礼までの間に、本校教育活動に全く参加しなかった場合のことをいう。
2. 遅刻
遅刻とは、登校すべき時刻に遅れた場合のことをいう。
3. 早退
早退とは、終礼以前に下校した場合のことをいう。

◇当日、欠席・遅刻することになった場合

※ 7：45～8：00に、原則として保護者より学校に電話連絡を入れる。

◇当日、急に体調不良などで早退する場合

※ 担任（担任不在の場合は学年主任）に申し出る。

〈遅刻して登校した際の手続き〉

① 職員室前で「入室許可証」に必要事項を記入し、職員室で許可印を押してもらう。

② 入室時に「入室許可証」を授業担当者に渡し、入室時間を記入してもらった上で、サインをもらう。

4. 欠課

欠課とは、当該時限に不在の時間が通算で25分を超える場合のことをいう。

5. 出席停止

出席停止とは、「出席すべき日」から除外される日のことをいい、具体的には次の場合を指す。

① 学校保健安全法により、出席を停止される場合（インフルエンザなど）

◇原則として、保護者より学校に電話連絡を入れる。

◇原則として、医師による出席停止期間が明記された「診断書」または「出席停止証明書」を登校時に担任に提出する。（詳細については、罹患時に指示あり）

② 懲戒処分により、出席を停止される場合

（喫煙・飲酒、窃盗、暴力、カンニング行為、単車登校、その他）

③ 非常変災又は保健管理上などで校長が出席しなくてもよいと認めた場合

④ その他、入学試験や就職試験等、校長が認めた場合

4 単位認定について

本校では、1年生は「通年」、2年生・3年生は「半期」ごとに単位認定を行っている。

1. 履修

科目の履修とは、欠課時数が出席すべき時数の1/3以下の場合のことをいう。

2. 成績

履修した科目については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「意欲・態度」をそれぞれの観点を総合して評価点を100点法で算出し、次の基準で評価する。

| | | |
|---------|-------|-------|
| 80～100点 | | 評定「5」 |
| 65～79点 | | 評定「4」 |
| 45～64点 | | 評定「3」 |
| 40～44点 | | 評定「2」 |
| 0～39点 | | 評定「1」 |

3. 単位認定

評定2以上の場合、単位の修得が認定される。

4. 単位追認

評定1の場合、追認指導及び追認考査を受け合格すれば、その科目の単位の修得が追認される。

5 卒業について

3年間の教育活動の中で次の条件を満たすとき、卒業が認められる。

- ① 修得した単位数の合計が74単位以上であること。ただし、その中に含む学校設定科目の上限は20単位とする。
- ② 学習指導要領に定められている必履修科目を履修していること。

6 身だしなみ・学校外での生活について

1. 頭髪について

◇ 本人の地毛の「自然な状態」を保つこと。

2. 制服について

- ① 本校指定のカッターシャツ・ズボン・スカート・ブレザー・セーター・ベスト・ネクタイ・リボンを着用すること。
- ② 儀式用制服を別途定める。儀式用制服の着用は、入学式、前後期始業式・終業式、卒業式、冬期休業前後等の全校集会及びその他指示された機会とする。

3. 自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可届」を提出して許可を得、自転車後部泥よけに、校名・整理番号入りステッカーを貼付する。また、必ず保険に加入する。
雨の日に自転車を利用する場合は、雨合羽を着用する。傘さし運転は認めない。

4. アルバイトは、原則として禁止する。

7 携帯電話の使用について

- ① 授業中及び考査中は電源を切り個人ロッカーに入れる。
- ② 授業中に着信音が鳴ったり使用した場合は、その場で預かり指導後に返却する。
- ③ 考査（定期考査・追認考査・実力テストなど）中に使用した場合は、不正行為として指導の対象となる。

生徒指導課より

- 本校では、社会で通用する人材の育成と安全で居心地のいい学校づくりのため、以下のルールを定めています。本校生徒としての自覚と責任に基づいてルールを守り、規範意識を確立して快適で充実した学校生活を送りましょう。

1. 制服の着こなし

- ①ネクタイを締める際には第一ボタンまでボタンを留め、結び目をきっちりと上まで上げましょう。
- ②スカートを短くしたり、ホックをはずしたりしてだらしく着こなさないようにしましょう。
- ③ズボンの裾を捲り上げたり、ずらしてだらしく穿かないようにしましょう。
- ④本校指定品以外のカーディガンやセーター、ベストは着用しないようにしましょう。
- ⑤清潔な服装・髪型を心がけましょう。
- ⑥制服の改造はしないようにしましょう。修復不可能な場合には新しいものを購入してもらいます。

2. 化粧・装飾品・ルーズソックスの禁止

- ①化粧や装飾品はしないようにしましょう。
- ②日焼け止めは色の付いていないものを使用するようにしましょう。
- ③リップも無色の物を使用するようにしましょう。
- ④ルーズソックス・レッグウォーマーは履かないようにしましょう。
タイツも華美なものは控えましょう。

3. 遅刻について

- ①8：05に校門を通過していなければ遅刻となります。
- ②8：05までに校門を通過しても、8：10の始業に間に合わなければ遅刻となります。
- ③遅刻を繰り返すと特別指導があります。

安全確保の面からも時間に余裕を持って登校するように心がけてください。

通院などで遅刻する場合や、欠席する場合には、

7：45～8：00までに学校に連絡をしてください。

その際、出来る限り保護者の方が連絡をくださいますようお願いいたします。

4. 頭髪（色・パーマ・付け毛・剃り込みライン等）について

- ①脱色や染色（上記の内容も含む）があった場合にはすぐに改善してもらいます。
- ②改善後も、色が落ちて赤くなったりしますが、繰り返し何度も指導します。
- ③たとえ手を加えていなくても、ヘアアイロンやドライヤーを使用しすぎて色が変色する場合も指導の対象となります。

※頭髪に関してはくれぐれも自然な状態であるようにしてください。

5. 自転車通学

平成27年6月に道路交通法が改正され、自転車の傘差し運転が禁止されました。

本校においても傘差し運転は禁止しております。自転車で通学をする生徒は必ずレインコートを購入してください。

また、自転車の運転について平成28年より保険加入が義務付けられました。

まだ加入されていない場合は、加入していただきますようよろしくお願いいたします。

6. 携帯電話（スマートフォン）

携帯電話の校内での使用を、以下のルールに則って認めています。

- ①教員の指示を守ること
- ②授業中には使用しないこと
- ③自転車運転中に使用しないこと
- ④不必要な使用は控えること

しかし、これらに対する違反行為が頻発すると校内禁止にせざるをえません。

節度をもって利用するようにしてください。

また、考査中・授業中の持ち込み・使用などは指導の対象とします。

7. 下校時刻

- | | |
|------------------|------|
| 4月～9月（前期）は19：00 | 完全下校 |
| 10月～3月（後期）は18：30 | 完全下校 |

※指導対象となる行為

- ・飲酒、喫煙（同席を含む）
- ・器物損壊
- ・誹謗、中傷にあたる行為（口で言う、SNS上への投稿 etc...）
- ・原付、自動二輪、自動車等による登下校
- ・不正行為（定期考査等）
- ・その他、学校の秩序を乱す行為、
- ・窃盗、万引き
- ・暴言、暴力（対教師、対生徒ともに）